

国空航第2985号

令和2年2月21日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



「特定操縦技能審査実施要領」等の改正について

航空法（昭和27年法律第231号）第71条の3第1項の規定により、操縦技能証明を有する者は、航空運送事業者の運航規程に基づく定期的な技能審査を受けている場合等を除き、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員による特定操縦技能の審査を受け、これに合格していなければ、航空機の操縦等を行ってはならないこととなっています。（特定操縦技能審査制度）。

しかしながら、小型航空機等の航空事故等が連続していることを受けて設置された「小型航空機等に係る安全推進委員会」において、特定操縦技能審査制度の実効性を向上させ操縦士に起因する航空事故等の防止を図るため、今般、操縦技能審査員に対し審査記録の作成・保存を義務付けるとともに、これに活用するための標準的チェックリストの作成が必要とされたところです。

上記を受け、今般、特定操縦技能審査実施要領等を改正して操縦技能審査員に対し審査記録の作成・保存を義務付けるとともに、これに活用するための特定操縦技能審査チェックリストを作成し、操縦技能審査員あて別添1のとおり通知しているところではありますが、貴団体等におかれましても、下記についてご対応をお願いします。

記

改正された特定操縦技能審査実施要領等に基づき特定操縦技能審査記録の作成・保存を率先して実施するよう傘下の操縦技能審査員に対して当該改正内容の周知を徹底し対応を呼びかけること、また各自が開催する安全講習会等において指導を徹底すること。

なお、特定操縦技能審査チェックリストの主旨・使用方法について定期講習にて理解を促すこととしているので、有効期間にかかわらず早期の受講を促すよう取り組んで頂きたい。